

伊万里市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第10号

伊万里市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例

伊万里市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和
41年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改
める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。